

森づくりに関する総合的な条例の項目（案）

1 目的

この条例を制定する目的を定めます。

- ・この条例は、
森づくりの基本理念や計画等、
森づくりに関する県や県民等の責務・役割、
森づくりに関する基本的施策
を定めることにより、豊かな水と緑に恵まれた県土の形成に寄与することを目的とします。

この条例では「森づくり」という用語は、「森林の公益的機能を持続的に発揮させるため、森林を守り、育てること（ソフト施策・ハード施策）」をいいます。

2 基本理念

とやまの森づくりを進めるうえで基本となる考え方を、基本理念として定めます。

- ・将来にわたって森林の恵みが享受できるよう、長期的な展望に立ち、地域の特性に応じた森づくりを推進します。
- ・県民の理解と主体的な参画により森づくりを推進します。
- ・県、市町村、森林所有者、森林組合、県民及び事業者の適切な役割分担と相互の連携・協力の下に、継続して森づくりを推進します。
- ・森林資源の持続的かつ有効な活用を図ることにより森づくりを推進します。
- ・森づくりを支える人材の確保・育成を図ることにより森づくりを推進します。

3 森づくりに関する各主体の責務・役割

森づくりを、適切な役割分担並びに相互の連携及び協力の下に、継続して推進するため、各主体の責務・役割を定めます。

（1）県の責務

- ・森づくりに関する総合的な施策の策定、実施
- ・森林所有者、森林組合、県民、事業者及び国、市町村との適切な役割分担と相互の連携・協力の下での継続した森づくりの推進

（2）森林所有者の責務

- ・森林の公益的機能の確保が重要な責務の一つであることを認識し、森林の整備・保全に努める。
- ・県が実施する森づくりに関する施策に協力するよう努める。

（3）森林組合の責務

- ・森林の公益的機能が持続的に発揮されるよう森林の整備・保全に努める。
- ・森づくりを担う人材の育成に積極的に取り組むよう努める。
- ・県が実施する森づくりに関する施策に協力するよう努める。

(4) 県民の役割

- ・ 森林の公益的機能の理解と森づくりに関する取組への積極的な参加に努める。
- ・ 県が実施する森づくりに関する施策に協力するよう努める。

(5) 事業者の役割

- ・ 事業活動を行うに当たって森林の公益的機能の確保に十分配慮する。
- ・ 県が実施する森づくりに関する施策に協力するよう努める。

4 森づくり基本計画等

本県の将来にわたる森林の保全・整備のあり方とその実現に向けた県民参加の森づくりを推進するための基本となる計画の策定と、県民の意見を反映するためのしくみを定めます。

(1) 基本指針の策定

- ・ 森林の保全・整備のあり方とその実現に向けた県民参加による森づくりに関する事項

(2) 県の森づくりプランの策定

- ・ 森づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画

(3) 市町村の森づくりプランの支援

- ・ 市町村が策定する地域の実情に応じた森づくりを計画的に推進するための具体的な実行計画の支援

(4) 森づくりに関する施策の実施状況の公表

- ・ 県の森づくりに関する施策の実施状況等の公表

(5) 森づくりの評価・改善の仕組み

- ・ 県民の意向を反映した森づくりを推進するため、県の森づくりの実施状況等について評価や改善を行う仕組みを定めます。

5 森づくりに関する基本的施策

県が行う森づくりに関する基本的施策等を定めます。

(1) とやまの森を支える人づくり

森づくりを支える人材の育成・確保

- ・ 専門的知識・技術を有する人材の育成・確保
- ・ 森林所有者への普及指導
- ・ 森林ボランティアの養成等

県民意識の醸成

- ・ 森づくりに関する情報の提供、普及啓発等

森林環境教育の推進

- ・ 指導者の養成、森林環境学習機会の確保等

施策の例：「とやまの森づくりサポートセンター」による森林ボランティアへの活動支援や、森づくりシンポジウムの開催、森林環境教育指導者の育成など

(2) 人と自然が共生し、学び、ふれあう森づくり

里山の再生

- ・里山の所有者と県民との協働による里山再生活動の支援

野生生物等との共生

- ・生物多様性の保全・野生生物等との共生

施策の例：地域による里山管理計画の策定支援や、クマとの棲み分けなどの里山整備、竹林整理など

(3) 安全、安心、快適な生活を守る森づくり

- ・自然的条件や社会的条件を踏まえた、森林の公益的機能を維持・回復させるための森林の整備・保全

施策の例：ボランティアによる森づくり巡視員の設置や、放置人工林等の針広混交林への誘導、風雪害被害林の復旧など

(4) 資源循環型社会を支える森づくり

森林資源の循環利用

- ・森林資源の循環利用を促進するための適正な森林の整備、県産材の需要拡大等
- ・人工林のうち特に公益的機能の発揮が求められる人工林における、公益的機能の維持・向上

研究開発の推進

- ・森林資源の新たな利用等を促進するための研究開発の推進等

施策の例：県産材を使った住宅のPRや普及促進など

(5) 財政上の措置

- ・施策推進のための財政上の措置

(6) 顕彰

- ・森づくりに関し顕著な功績があったもの又は優良な事例の顕彰

6 とやまの森づくりを支える税制度等

(1) とやまの森づくりを支える税制度の導入

- ・森林をすべての県民の財産として守り育て、次の世代に引き継いでいくための財源として、「森林環境税（仮称）」を導入します。

(2) 基金の設置

- ・税収の用途の透明性を確保するため、新たに基金を設置して税収を管理します。